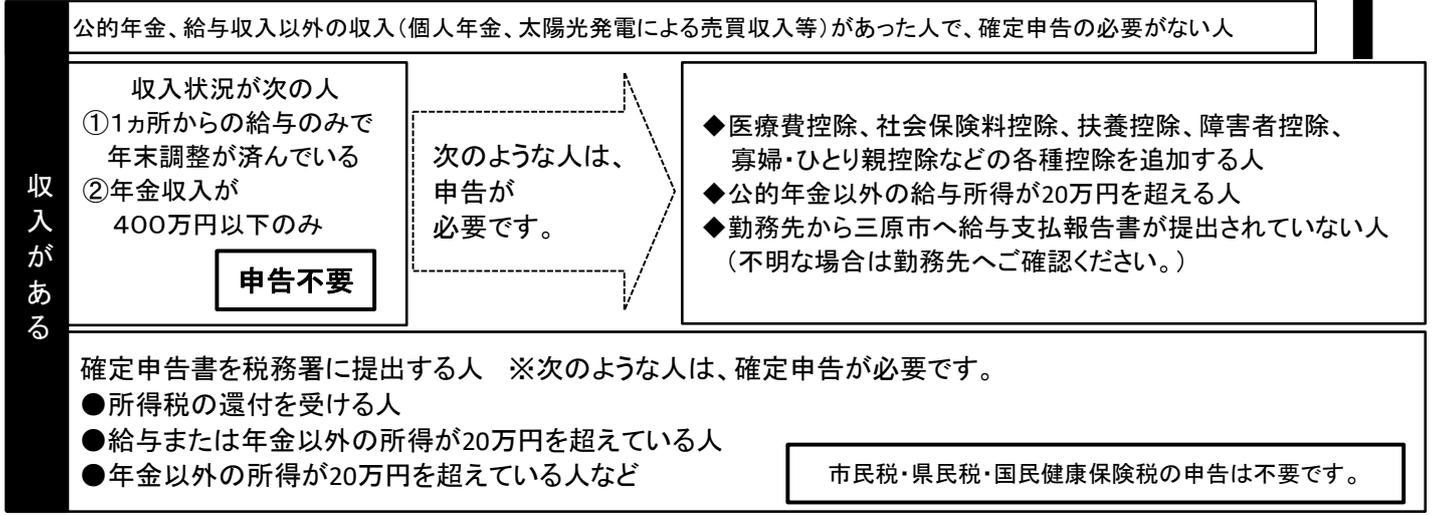
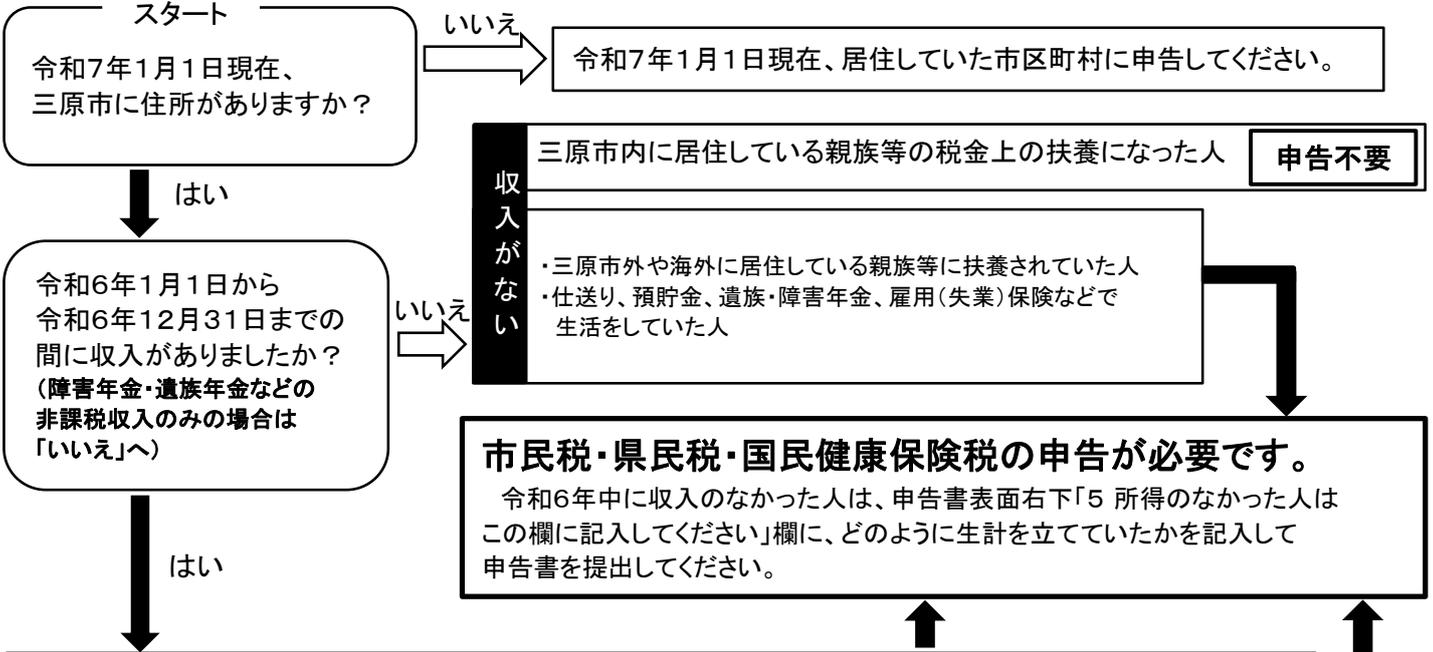


# 令和7年度 市民税・県民税 国民健康保険税 申告の手引き

申告期限は令和7年3月17日(月)です。

## ●申告が必要かどうかの目安にしてください。



申告書の提出について

- ◆新型コロナウイルス感染拡大防止のため郵送での申告にご協力ください。  
所得や控除等の証明書類、本人確認書類は写し(コピー)を添付してください。  
郵送した資料の返送を希望される場合は、その旨を記載し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ◆ご自身での申告書の記入が難しい場合は、申告相談会場へお越しください。  
申告書・証明書類(原本)等をお持ちください。
- ◆收支内訳書と医療費の明細書は、ご自分で作成してください。  
営業・農業・不動産所得のある人は、收支内訳書を記入し添付してください。  
医療費の明細書は、ご自分で作成してください。  
(領収書等は、ご自身で保管してください。郵送の必要はありません。)

**【所得・控除を証明する書類の例】**  
源泉徴収票、生命保険等の控除証明書、社会保険料等の支払額がわかるもの、医療費控除の明細書、

送付先・問合せ先  
三原市役所 市民税課  
〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号  
☎0848-67-6031

**営業・農業・不動産所得**  
 収支内訳書が必要です。前年中に開業されたなどの理由により、収支内訳書・手引きをもっていない場合は、市民税係へご連絡ください。

**配当所得 <株式や出資の配当など>**  
 収入金額を「オ」に、所得金額を「⑤」に記入してください。  
 ※上場株式等に係る配当は、総合課税、申告分離課税又は申告不要のいずれかを選択できます。

**給与所得 <給与・賞金・俸給・賞与など>**  
 収入金額を「カ」に、所得金額を「⑥」に記入してください。

支払を受ける者	広島県三原市港町三丁目5番1号	氏名	三原 市郎
種別	カ	支払金額	6,020,345 円
給与・賞与	6,020,345 円	給与所得控除後	4,376,000 円
源泉徴収税額		源泉徴収税額	64,500 円

給与を受け取った勤務先が1カ所のみで、年末調整をされた場合は源泉徴収票に記載されている金額を記入してください。

※勤務先が2カ所以上あった場合は、収入金額の合計を「カ」に記入し、収入金額の合計を下表に当てはめ給与所得を計算し、「⑥」に記入してください。

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額
から	まで	
550,999円まで		0円
551,000円	1,618,999円	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した額
1,619,000円	1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円	1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円	1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円	1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円	1,799,999円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。 (算出金額:A) A × 2.4 + 100,000円
1,800,000円	3,599,999円	A × 2.8 - 80,000円
3,600,000円	6,599,999円	A × 3.2 - 440,000円
6,600,000円	8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円以上		収入金額 - 1,950,000円

**雑所得(公的年金等) <厚生年金・国民年金など>**  
 収入金額の合計を「キ」に、収入金額の合計を下表に当てはめ年金所得を計算し、「⑦」に記入してください。

※ 遺族年金・障害年金等は非課税所得です。右の「非課税所得」をご覧ください。

受給者の年齢	公的年金等の収入	公的年金等の雑所得の金額
65歳以上の人 (S35. 1. 1以前)	3,300,000円まで	-110 万
	3,300,000円から4,100,000円まで	× 75 % - 27 万 5 千
	4,100,000円から7,700,000円まで	× 85 % - 68 万 5 千
	7,700,000円から10,000,000円まで	× 95 % - 145 万 5 千
	10,000,000円から	-195 万 5 千
65歳未満の人 (S35. 1. 2以後)	1,300,000円まで	-60 万
	1,300,000円から4,100,000円まで	× 75 % - 27 万 5 千
	4,100,000円から7,700,000円まで	× 85 % - 68 万 5 千
	7,700,000円から10,000,000円まで	× 95 % - 145 万 5 千
	10,000,000円から	-195 万 5 千

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、市民税係までお問い合わせください。

## 収入・所得の記入例【表面】

申告書及びこの手引きにおける前年中とは、令和5年中のことを指します。

現住所、フリガナ、氏名、生年月日、電話番号、個人番号をもちろなく記入してください。

令和 7 年度 市民税・県民税・国民健康保険税 申告書

フリガナ	三原 市郎	生年月日	大(昭)平・令 36 年 1 月 1 日
氏名	三原 市郎	職業	
住所	三原市港町三丁目5番1号	電話番号	0848-67-6031
個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		

**3 所得から差し引かれる金額に関する事項**

13 社会保険料控除	源泉徴収票の通り	498,260 円
	国民年金	198,090 円
合計		696,350 円

15 生命保険料控除	新生命保険料の計	58,000 円
	新個人年金保険料の計	120,000 円
	旧個人年金保険料の計	90,000 円
16 地震保険料控除	地震保険料の計	8,000 円
	旧長期損害保険料の計	97,000 円

17~19 障害者控除	障害の程度	身体 1 級
20 障害者控除	障害の程度	身体 1 級
21~22 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者の合計所得金額	120,000 円
23 扶養控除	扶養親族	1 人

収入金額	1 収入金額	雑	合計
営業等	ア		
農業	イ	550,000	
不動産	ウ	120,000	
利子	エ		
配当	オ		
給与	カ	6,020,345	
公的年金等	キ	720,000	
業務	ク		
その他	ケ	180,000	
短期	コ		
長期	サ		
一時	シ	200,000	
営業等	①		
農業	②	-800,000	
不動産	③	100,000	
利子	④		
配当	⑤		
給与	⑥	4,276,000	
公的年金等	⑦	120,000	
業務	⑧		
その他	⑨	60,000	
合計 (⑦+⑧+⑨)	⑩	180,000	
総合譲渡一時	⑪	100,000	
合計	⑫	4,576,000	
社会保険料控除	⑬	696,350	
小規模企業共済等掛金控除	⑭		
生命保険料控除	⑮	700,000	
地震保険料控除	⑯	14,000	
寡婦・ひとり親控除	⑰~⑱		
障害者控除	⑲~⑳	530,000	
配偶者(特別)控除	㉑~㉒	330,000	
扶養控除	㉓	710,000	
基礎控除	㉔	430,000	
⑬から㉔までの計	㉕	2,780,350	
雑損控除	㉖		
医療費控除	㉗	150,000	
合計	㉘	2,930,350	

**5 所得のなかった人はこの欄に記入してください。**

26 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	非課税所得のみ
27 医療費控除	特別	支払った医療費	保険金などで補てんされる金額
		250,000 円	0 円

※別居の扶養親族等がある場合には、裏面の13に氏名、個人番号及び住所を記入してください。  
 ※分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

所得から差し引かれる金額(控除欄)については裏面をご覧ください。

雑所得(その他) <個人年金など>  
 収入金額を「ケ」に、収入金額から必要経費を引いた金額を「⑨」に記入してください。

**【年金額等】支払内容お知らせ**

三原 市郎 様

■支払内容(令和6年分)

内訳	支払金額	¥180,000
	年金額	¥180,000
	(未払年金額)	¥0
	契約者配当金額	¥0
差引額	源泉徴収税額(※) (復興特別所得税額)	¥0

■既払込内容

必要経費	¥120,000
〇〇生命保険	

※個人年金の必要経費は、保険料の掛金です。  
 ※裏面「9」に内訳を記入してください。

●保険会社等の個人年金について、契約者と受取人が同じ人で、受取額から必要経費を引いた額がプラスの場合は申告が必要です。保険料や病院にかかるときの自己負担割合等に影響する場合があります。確定申告が必要ない場合でも、市民税・県民税の申告が必要となりますのでご注意ください。

一時所得 <保険の満期・解約等による払戻金など>  
 以下の計算式により計算し、「シ」及び「⑪」に記入してください。

(収入金額) - (収入を得るために支出した金額) - [特別控除(最高50万円)] = 《一時所得「シ」》  
 《一時所得「シ」》 × 1/2 = 総所得金額に算入する金額「⑪」(端数切捨て)  
 ※裏面「10」に内訳を記入してください。  
 ※総合譲渡所得と一時所得の両方がある場合は、「⑪」にその合計額を記入してください。

所得金額調整控除  
 <給与所得と公的年金所得の両方を有する場合の所得金額調整控除>

給与所得と年金所得の両方に金額があり、その合計額が10万円を超える場合は、給与所得は次の控除額を差し引いて「⑥」に記入してください。

(給与所得と10万円との少ない金額) + (公的年金所得と10万円との少ない金額) - 10万円 = 控除額

※ 給与収入が850万円を超える場合の<子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除>については、市民税係までお問い合わせください。

● 収入のなかった人、非課税所得のみの人

非課税所得 <遺族・障害年金、雇用保険、扶養料など>  
 遺族年金・障害年金などは非課税所得となるため、所得の計算には含めません。申告書表面右下の「5 所得のなかった人はこの欄に記入してください」の「その他」の欄に、以下の記入例のように内訳と金額を記入してください。

※なるべく郵送での申告をお願いします。

申告書の書き方(例)

その他	生活状況を記入してください	非課税所得がある場合は「その内訳」を、前年中収入がなかった場合は「どのように生計を立てていたか」を記入してください。
	父の〇〇の扶養 預貯金で生活 遺族年金〇〇円受給	

※分離短期・長期譲渡所得、総合譲渡所得、利子所得、配当所得、株式譲渡所得、先物取引所得、山林所得、退職所得のある人は、市民税係までお問い合わせください。



# 収入・所得の記入例【裏面】

## 6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は、記入してください。)

月	日	給	勤務 日数	月 収
1		円		円
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
賞与等		6,020,345		円
合 計		0		円
法人番号又は所在地		広島県三原市〇〇1-1		
勤務先名		〇〇株式会社		
電話番号		0848-00-1111		

## 7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号」又は「所在地」	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
農業	農協	550,000 円	630,000 円	円
不動産	〇〇 〇〇外1名	120,000	20,000	

事業・不動産所得のある人  
こちらの記入と合わせて、収支内訳書も作成してください。

## 8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号」又は「所在地」	支払確定年月	収入金額	必要経費
			円	円

個人年金などの雑所得のある人  
収入金額を表面の「ケ」に、そこから必要経費を引いた金額を「⑨」に記入。

## 9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び「法人番号」又は「所在地」	収入金額	必要経費
個人年金	〇〇生命保険	180,000 円	120,000 円

保険の満期などの一時所得がある人  
イ、ロ、ハの金額をそれぞれ表面の「コ」「サ」「シ」に、二の金額を⑩に記入。

## 10 総合譲渡所得・一時所得に関する事項

総合譲渡	収入金額		必要経費		所得金額 (差引金額-特別控除額)	
	短期	長期	イ	ロ	ハ	ニ
一時	1,700,000		1,000,000	700,000	500,000	200,000
合計					イ+(ロ+ハ)×1/2	100,000

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。  
右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

## 11 事業専従者に関する事項

フリガナ	続柄	生年月日	専従者給与(控除)額
氏名		大・昭 平・令	
個人番号		従事月数	
フリガナ		生年月日	専従者給与(控除)額
氏名		大・昭 平・令	
個人番号		従事月数	
所得税における青色申告の承認の有無		承認あり・承認なし	合計額

## 12 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類 損失額、被災損失額(白)
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等	

## 13 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	住所	個人番号	関係
フリガナ	三原 市太郎	広島県広島市〇〇区〇〇町1-1	3   3   3   3   3   3   3   3   3   3   3   3	配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
フリガナ				配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払
フリガナ				配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払

別居の扶養親族等がある人  
扶養親族と同居していない場合は、こちらに住所・氏名・マイナンバーを記入。

## 14 配当割額又は株式等譲渡所得割額に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に引き、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

配当割額控除額	円	株式等譲渡所得割額控除額	円	<input type="checkbox"/> 給与から差引き(特別徴収)	<input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)
---------	---	--------------	---	--	--------------------------------------

## 15 寄附金に関する事項

寄附金額	寄附先の名称・住所
都道府県、市区町村分	円
住所地の共同募金会 日赤支部	
条例指定分	広島県 三原市

「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日赤支部」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。  
「条例指定分」の「広島県」、「三原市」の各欄には、広島県、三原市の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入してください。

## 寄附金税額控除について

前年中に、都道府県・市区町村、住所地の共同募金会・日本赤十字社支部、その他条例で指定している団体に対し、ご自身が寄附をした場合に控除の対象となります。  
◎寄附先と金額の分かる証明書の写し

## 17 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	級 度	別居の場合の住所
フリガナ			大・昭 平・令			
フリガナ						
フリガナ						